(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。)に基づき 日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により 行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商 法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立ての管轄は、発注者の事務所の所 在地を管轄する大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額(単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に 掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5

第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (3) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手 方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収する必要がないと認められるとき。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、 又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合 は、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第4条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限 内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
- 3 発注者は、第1項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めるときは、受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

- 第5条 発注者は、納入日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは検査の結果について て異議を申し立てることができない。
- 3 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損した ものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したきは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
- 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(危険負担)

第6条 物品の所有権の移転前において、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。) で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該物品が納入不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第7条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合 しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の 修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ る。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の 追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の支払)

- 第8条 受注者は第5条の検査に合格したときは、適法な手続に従って、発注者に契約 金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から 30 日以内に契約 金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(履行遅滞)

- 第9条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額)につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算して得た額の遅滞料を発注者に支払わなければならない。
- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第5条第1項及び第5項の検査に要した 日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又 は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、次条又は第12条の規定によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

- 第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰すべき理由により契約期間内に納品を完了しないとき、又は 完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすること なく、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反して、この契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の

催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないこと が明らかであるとき。

- (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (11) 第 15 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下 この条において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合に はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。 以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している と認められるとき。
 - カ 物品の仕入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれ かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する者を物品の仕入契約その他の 契約の相手方としていた場合(力に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者 に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (13) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札参加除外措置を受けたとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部 の解除をすることができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

- (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 第12条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、 契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法 第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同 条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以 下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
 - (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (4) 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止 法第 89 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき (受注者の役員又はその使用人が当 該公訴を提起されたときを含む。)。
 - (5) 今第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 13 条 第 11 条及び前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(既納入物品の取扱い)

第 14 条 発注者は、この契約が物品の納入完了前に解除された場合においては、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

- 第 15 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること ができる。
 - (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能とな

ったとき。

- (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受 注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生 じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 第7条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約 金額(単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。)の 10 分の1 に相 当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって 受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年 法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項の場合において、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付 又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は 担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 第2項及び前項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 6 第1項、第2項(第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。
- 7 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その

債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、遅延日数に応じ、支払遅延防 止法の率を乗じて計算した額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならな い。

- 第 17 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、納品が完了した後も同様とする。
 - (1) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第12条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第12条第5号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額 を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければな らない。

(受注者の損害賠償請求)

第 18 条 発注者は、第 10 条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第 19 条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約不適合であるときは、契約不適合であることを知った日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第20条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるとき

は、発注者と受注者とが協議し、書面においてこれを定めるものとする。

(相殺)

- 第 21 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に 対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺すること ができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第22条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(議会の議決を要する契約)

- 第23条 議会の議決を要する契約については、守口市議会の議決を得るまでは仮契約であり、守口市議会の議決を得たとき、本契約となるものとする。なお、守口市議会の議決を得られなかったとしても、発注者はこの契約に関し、一切の責任を負うものではない。
- 2 本契約日は、守口市議会の議決を得た日の翌日とする。ただし、その日が休日又は 祝日にあたる場合は、その翌日とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。